

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 平成 23 年度 第 3 回 理事会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開始日時 平成 24 年 2 月 14 日（火）13 時 30 分～15 時 00 分
3. 理事現在数及び定足数  
現在数 28 名、定足数 14 名
4. 出席理事数 24 名  
（出席）下田智久、不破 亨、山口喜久二、加藤 博、石崎正典、石原健夫、  
臼杵孝一、大高孝之、甲斐千束、黒木義人、新免芳史、鈴木恭蔵、鈴木  
信二、田中 汎、中嶋睦安、中村 靖、信川益明、橋本正史、橋本  
雅男、畑中伸治、宮崎修一、森 信夫、山本 徹、吉田武美  
（欠席）阿南 久、衣笠祥雄、駒村純一、佐藤良也  
（監事出席）西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案 第 1 号議案 平成 23 年度収支補正予算（案）に関する件  
第 2 号議案 九州支部の設立と支部運営規程（案）に関する件  
第 3 号議案 収益事業の実施に関する件  
第 4 号議案 平成 24 年度事業計画（案）に関する件  
第 5 号議案 平成 24 年度収支予算（案）に関する件  
第 6 号議案 臨時評議員会開催に関する件  
第 7 号議案 定款変更（案）及び変更認定申請に関する件  
報告事項 ・ エラスチン規格基準について  
・ J H F A マークの呼称について  
・ 東日本大震災応援キャンペーンについて  
・ 葉酸の表示について  
・ 機能性評価モデル事業の進捗状況について
6. 会議の概要  
（1）定足数の確認等  
事務局長が、定足数が充足していることの報告をし、下田理事長が本理事会は成立  
することを宣した。  
続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。  
（2）議案の審議状況及び議決結果等  
定款第 44 条の規定に基づき下田理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 49  
条の規程に基づき、代表理事である下田理事長及び出席した監事とし議案の審議に移

った。

(決議事項)

第1号議案 平成23年度収支補正予算(案)に関する件

事務局長より資料に基づき説明。

本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第1号議案平成23年度収支補正予算(案)については、出席理事全員一致で了承され、評議員会に諮ることとされた。

第2号議案 九州支部の設立と支部運営規程(案)に関する件

事務局長より資料に基づき説明。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

(質疑応答)

理事： 支部が多く出来て協会が活性化することはいいことだ。

事務局長： 九州地区は協会から遠方ではあるが、支部を九州に設立する理由は、健康食品産業が盛んなところなので、いろいろな意見や情報の交換の場として手始めに設立したい。

理事： 協会本部と支部のつながりを考えてきちんとしていただきたい。

議長： 支部設立についての基本的な考え方は、会員が減少しているなか、地域の実情に応じた事業を実施してもらい、少しでも会員を増やしたいということで行なうものだ。趣旨を理解して賛同していただきたい。

理事： 支部での事業のイメージとは今のところ具体的にどのようなものか。

事務局長： 支部主催の研修会、様々な表示に関する勉強会、また、本部と支部合同の説明会等を考えている。

本議案について他には意見もなく、第2号議案九州支部の設立と支部運営規程(案)について、出席理事全員一致で原案どおり了承された。

第3号議案 収益事業の実施に関する件

事務局長より資料に基づき説明。

説明によると、これまで、協会の空きスペースの賃貸しを含めた有効利用の検討を進めてきた。また、関係団体の一部から事務の代行をしてほしいという要望もあるので、当協会建物の一部について賃貸を始め、健康補助食品及び保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品)と特別用途食品に関する調査研究、企画開発、製造販売、及び自主基準管理等に係る受託事業、並びに関係団体の事務代行業を開始したいというものである。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

理事： 建物の賃貸にあたっては規定等を何か文書に残しておくことが必要なのではないか。

事務局長： 貸出規程を作る。

理事： 収益事業 2 の文中に企画開発、製造販売というのは、会員企業の事業とオーバーラップするところがあるのではないか。

事務局長： 受託事業について範囲を幅広く取った。

理事： 今の段階で企画開発、製造販売の部分を削除して必要なときに理事会に諮って加えるようにしたらどうか。

議長： 収益事業 2 の「企画開発」、「製造販売」の 2 つの部分は削除するというようにさせてもらうことで了承いただきたい。

本議案について他には意見もなく、第 3 号議案収益事業の実施については収益事業 2 の「企画開発」、「製造販売」の 2 つの部分を削除するというので、出席理事全員一致で了承した。

第 4 号議案 平成 24 年度事業計画（案）に関する件

第 5 号議案 平成 24 年度収支予算（案）に関する件

事務局長より第 4 号、第 5 号議案について併せて資料に基づき説明。

説明によると、当協会の事業運営方針として、現在改革を推進しており、平成 23 年度に受託した「機能性評価モデル事業」を契機とした健康食品の機能性についての議論が内外において沸き起こっており、平成 23 年 7 月に公益財団法人に移行した当協会に対する業界、消費者、行政からの期待や要請は今後益々大きくなるものと認識している。そのような状況のなか、平成 24 年度は、厳しい財政状況の下ではあるが、認証制度の更なる普及や基盤強化のための支部組織の設立、更には事業推進のための財源確保など新規事業をもちこんだ下記事業計画を策定し、それに沿った収支予算を組んだ。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

理事： 渉外広報活動事業費の減額は、協会ニュースが無くなるということか。

事務局長： 協会ニュースは従来毎月発行していたが、来年度は四半期に 1 度にしように考えている。それに変わるものとして、メルマガで迅速な情報発信をすることを考えている。また、協会ニュースの内容をさらに充実させたいと考えている。

理事： そのようにしてほしいと考えていた。協会の価値を上げる活動が削減されないように。海外の情報や新しい学術情報を協会が迅速に発信することは重要な役割なので強化してほしい。

理事： 「表示広告ガイドラインの作成部会の設置、運営について」協会として将来、表示に関連して公正競争規約等を作る考えはあるか。

事務局長： 公正競争規約を作るべきどうか、現在協会内で勉強会を重ねて検討中。

理事： カーボンフットプリントの検討の取組のスタートはいつごろを考えているのか。

常務理事： 現在、協会内では考えていない。今後要望があった場合は考える。

本議案について他には特段の意見もなく、第 4 号議案平成 24 年度事業計画（案）及び第 5 号議案平成 24 年度収支予算（案）については、出席理事全員一致で了承され、評議員会に諮ることとされた。

#### 第 6 号議案 臨時評議員会開催に関する件

事務局長より第 6 号議案について説明。

説明によると平成 24 年 3 月 5 日（月）13 時 30 から当協会 3 階会議室で平成 23 年度臨時評議員会を開催したいというもの。

本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第 6 号議案臨時評議員会開催に関について、出席理事全員一致で原案どおり了承され、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

#### 第 7 号議案 定款変更（案）及び変更認定申請に関する件

事務局長より資料に基づき説明。

説明によると、第 2 号議案で承認された支部の設立に関する事項及び第 3 号議案で承認された収益事業に関する事項について定款に追加した変更案であること及び収益事業を開始するための変更認定申請を行なうものである。

説明の後、議長から内閣府へ申請をする際、収益事業 2 の部分は第 3 号議案で承認されたとおり修正をするという説明があり、本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第 7 号議案定款変更（案）及び変更認定申請について出席理事全員一致で了承され、収益事業について申請書類（案）のとおり内閣府へ申請することとなった。また、内閣府からの指示等により申請書類（案）について些少な修正がある場合は理事長一任とするということも承認された。なお、定款変更（案）については、この内容で臨時評議員会に諮ることとされた。

#### 報告事項

議長より、昨年 9 月 21 日に開催された平成 23 年度第 2 回理事会以降の特に理事会で報告すべき協会事業の進捗状況について報告する旨の発言があり、事務局及び常務理事が以下のとおり説明した。

まず初めに、事務局長がエラスチン規格基準、JHFA マークの呼称、東日本大震災応援キャンペーン、葉酸の表示等について説明し、引続き消費者庁から委託された機能性評価モデル事業の進捗状況について常務理事が報告した。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の意見があった。

理事： 会員事業者が気にしているのは制度外にある健康食品の機能表示についてである。この経験を踏まえて何らかの形で制度外にある健康食品の機能表示の考え方を発信していただくことをお願いしたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15 時 00 分、議長は閉会を宣言し、解散した。